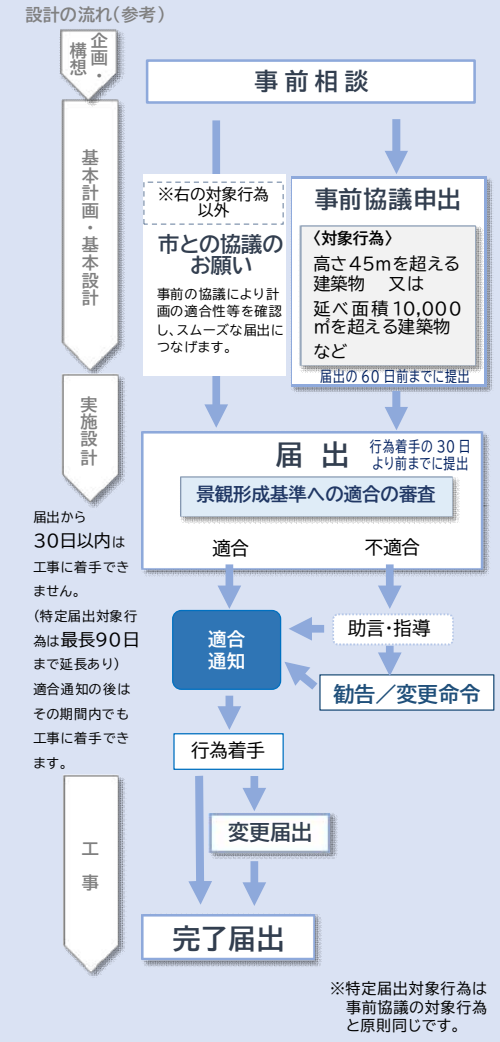


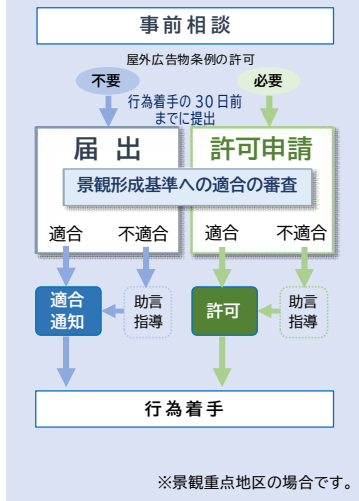
■ 手続きの流れ（建築物・工作物）



■ 注意事項

- ！ 計画前にご確認ください  
届出等の際には、計画の内容が景観形成基準に適合しているかを市がチェックします。  
あらかじめ景観形成基準の内容をご確認のうえ、計画を進めるようにしてください。
- ！ 迷ったらまずご相談ください  
手続きが必要かどうかなど、不明な点がある場合には、早めに市にご相談ください。

■ 手続きの流れ（屋外広告物）



水戸市

ひと目でわかる

— 景観法・市景観条例の手続き —

- 建築物の新築・増築・改築、外壁の修繕・塗替えなど
- 太陽光発電施設やアンテナ、擁壁、塀・柵、コインパーキングなどの工作物の新設・増築・改築、修繕・塗替え など
- 店舗や事務所の看板、案内・宣伝用の看板などの屋外広告物の設置・変更 など

このような行為を行う場合は、工事に着手する前に、景観に関する手続きが必要となる場合があります。

「どのエリアか」、「何をやる予定か」、「規模はどのくらいか」の3点から、必要な手続きを確認してください。

中面をご覧ください

※詳細については、市ホームページや地区ごとの手引きをご確認ください。



水戸市全体  
景観法届出  
はこちらへ



備前堀沿道地区  
はこちらへ



弘道館・水戸城跡  
周辺地区はこちらへ



■ 詳細情報

詳しい内容・景観形成基準・様式などは、市ホームページや地区ごとの手引きをご確認ください。

【問合せ先】

水戸市 都市計画部 都市計画課  
〒310-8610 水戸市中央 1-4-1  
TEL : 029-232-9206  
FAX : 029-224-1117

 計画地の場所を確認してください。



**【区域】**  
柳町1丁目、白梅4丁目、本町1丁目及び紺屋町の各一部  
(伊奈橋から三又橋までの備前堀沿いの通りに接する敷地)

**【面積】** 約4.7ヘクタール



**【区域】**  
三の丸1丁目、三の丸2丁目、三の丸3丁目、北見町、大町1丁目、南町1丁目の各一部  
(国道118号、市道上市201号線、266号線の各西側及び市道上市6号線の南側は各道路に接する敷地が対象)

**【面積】** 約51ヘクタール

**!** 予定している行為は手続きが必要かを確認してください。

次の行為に該当する場合は、景観法又は市景観条例に基づく届出が必要になります。

**【水戸市全域(景観重点地区を除く)】**

対象物	行為の種類	規模等	根拠法令
建築物	・新築、増築、改築、移転 ・外観変更となる修繕、模様替、色彩の変更	・地盤面からの高さが15mを超えるもの 又は ・建築面積が1,000㎡を超えるもの	景観法
工作物	・新設、増築、改築、移転 ・外観変更となる修繕、模様替、色彩の変更	地盤面からの高さ15mを超えるか、又は敷地面積1,000㎡を超える次の工作物（建築物に設置するときは、工作物の高さが5mを超えるものに限る。） ① 電気、水道、ガス等の供給施設、製造施設、貯蔵施設、ごみ処理等の処理施設 その他これらに類するもの ② 野球場等の運動施設、観覧車等の遊戯施設 その他これらに類するもの ③ アンテナ、鉄塔 その他これらに類するもの ※1※2 ④ 煙突、記念塔、高架水槽 その他これらに類するもの ※1 ⑤ 立体駐車場、立体駐輪場 その他これらに類するもの	
		幅員10mを超えるか、又は延長30mを超える次の工作物 ① 橋りょう、横断歩道橋 その他これらに類するもの	
		地盤面からの高さ5mを超える次の工作物 ① 高架道路、高架鉄道 その他これらに類するもの ② 擁壁 その他これに類するもの ※1	
		市長が指定するもの	

**【景観重点地区】**

対象物	行為の種類	規模等	根拠法令
建築物	・新築、増築、改築、移転 ・外観変更となる修繕、模様替、色彩の変更	延べ面積が10㎡を超えるもの	景観法
工作物	・新設、増築、改築、移転 ・外観変更となる修繕、模様替、色彩の変更	規模に関わらず次の工作物 ・門、塀、垣、柵、擁壁 その他これらに類するもの ※1 ・駐車場、駐輪場 その他これらに類するもの ・自動販売機 その他これらに類するもの ・アンテナ、鉄塔 その他これらに類するもの ※1※2 ・電気、水道、ガス等の供給施設、製造施設、貯蔵施設、ごみ処理等の処理施設 その他これらに類するもの ・野球場等の運動施設、観覧車等の遊戯施設 その他これらに類するもの ・橋りょう、横断歩道橋、高架道路、高架鉄道 その他これらに類するもの ・煙突、記念塔、高架水槽 その他これらに類するもの ※1 ・市長が指定するもの	
屋外広告物	・表示、設置、変更、改造	・自家広告物等以外の広告物（一般広告物） ・自家広告物等のうち、表示面積の合計が1㎡を超えるもの	

※1 鉄道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。  
※2 架空電線路用及び電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを除く。

**屋外広告物**

景観重点地区の場合、市景観条例に基づく届出が必要です。ただし、市屋外広告物条例により許可申請が必要な場合は、この届出は不要となります。（許可申請の手続きにおいて、届出でチェックする内容を確認します。）